

# 非常災害マニュアル

初版：平成 27 年 11 月 1 日

改版：令和 6 年 4 月 1 日

ハルノドリーム福祉会 きららドリーム沢良木

1. 施設内の安全管理	3
(1) 施設の耐震化対策	3
(2) 施設の立地環境と風水害の予測、予防	3
(3) 避難経路の確保	3
(4) 屋内・屋外の安全対策	3
2. 緊急連絡、災害対応組織体制	4
(1) 緊急連絡体制の整備	4
(2) 避難誘導體制の整備	4
3. 防災教育及び訓練の実施	4
(1) 避難誘導	4
(2) 啓発、および防災訓練	4
(3) 地域との相互協力	4
4. 災害発生時の対応 <震災応急対策>	5
(1) 利用者及び職員の安全確保	5
(2) 利用者の避難経路の確保	5
(3) 職員の確保	5
(4) 関係機関との連絡調整	5
(5) 保護者への連絡	5
(6) 施設の再点検・補修等	5
5. 災害発生時の対応 <風水害応急対策>	6
(1) 利用者及び職員の安全確保	6
(2) 利用者の避難経路の確保	6
(3) 職員の確保	6
(4) 関係機関との連絡調整	6
(5) 保護者への連絡	6
(6) 施設の再点検・補修等	6
6. 災害時における事業所から屋外の集合場所等に至る避難経路	7
7. 屋外の集合場所から地域で定められた避難所に至る避難経路	8
8. 職員参集のための連絡体制	9
9. 安否情報の家族への連絡体制	10
(付則)	11

このマニュアルは、きららドリーム沢良木における震災や風水害などの大規模な災害に対応することを目的とする。

## 1. 施設内の安全管理

### (1) 施設の耐震化対策

震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行う。

### (2) 施設の立地環境と風水害の予測、予防

台風や集中豪雨などによる水害の予測については、市町村が作成する「洪水ハザードマップ」を確認する。

### (3) 避難経路の確保

- ・災害時における事業所から屋外の集合場所等に至る避難経路を定める。
- ・屋外の集合場所から地域で定められた避難所に至る避難経路を定める。

### (4) 屋内・屋外の安全対策

#### (ア) 窓ガラス等の対策

- ・窓や書棚、食器棚等のガラスについては必要に応じ飛散防止フィルム等で補強する。

#### (イ) 備品等の転倒防止対策

- ・机、ロッカー、タンス、書棚、大型電化製品など備品類については、金具等によって床や壁にしっかりと固定する。
- ・収納スペースの扉については、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を行う。

#### (ウ) 天井からの落下物対策

- ・照明器具や壁掛け時計などについては、取付状態を点検し、必要に応じて落下防止策を行う。

#### (エ) 安全スペースの確保

- ・必要に応じ多目的室や広い廊下などに「安全スペース」を確保するよう心掛ける。

## 2. 緊急連絡、災害対応組織体制

### (1) 緊急連絡体制の整備

#### (ア) 職員参集のための連絡体制の整備

- ・施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

#### (イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

- ・施設管理者は、災害時に、利用者の安否を連絡し、職員及び利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

### (2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、利用者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

## 3. 防災教育及び訓練の実施

### (1) 避難誘導

避難誘導に当たっては、利用者の障がいの特性に応じた適切な対応をあらかじめ検討し、訓練の機会を設ける。

- ・自力歩行が困難な方の避難介助
- ・口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ・パニックなどによる2次災害の防止 など

### (2) 啓発、および防災訓練

職員及び利用者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。

### (3) 地域との相互協力

地域住民に対し、普段から障がい者の理解等、啓発・啓蒙活動に努め、万が一の際に相互協力ができる関係の構築を目指す。

### 4. 災害発生時の対応 <震災応急対策>

#### (1) 利用者及び職員の安全確保

- ・強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守る。
- ・職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図る。
- ・揺れが収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認する。
- ・重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施す。
- ・不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置する。

#### (2) 利用者の避難経路の確保

- ・建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
- ・建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難する。
- ・利用者の障がいの特性に応じて避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応もあらかじめ想定しておく。
- ・施設内外で火災が発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努める。

#### (3) 職員の確保

- ・送迎等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集する。
- ・職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動する。

#### (4) 関係機関との連絡調整

- ・利用者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告する。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密に行う。
- ※ 特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

#### (5) 保護者への連絡

- ・必要に応じて、利用者の安否を保護者に伝える。
- ・通所施設で震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、お迎えに来ていただく。

#### (6) 施設の再点検・補修等

- ・施設の早期復旧のため、建物内外を点検し被災箇所を確認する。
- ・補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意する。

### 5. 災害発生時の対応 <風水害応急対策>

#### (1) 利用者及び職員の安全確保

- ・台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難する。
- ・集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図る。
- ・風雨が収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認する。
- ・重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施す。

#### (2) 利用者の避難経路の確保

- ・建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、利用者の避難経路を確保する。
- ・建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難する。
- ・利用者の障がいの特性に応じて避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ想定しておく。

#### (3) 職員の確保

- ・台風の接近などによってあらかじめ被害が想定できる場合は、職員体制を整える。
- ・被害が想定できなかった場合、送迎等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集する。
- ・職員が参集したら、管理者（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動する。

#### (4) 関係機関との連絡調整

- ・利用者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告する。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密に行う。  
※ 特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

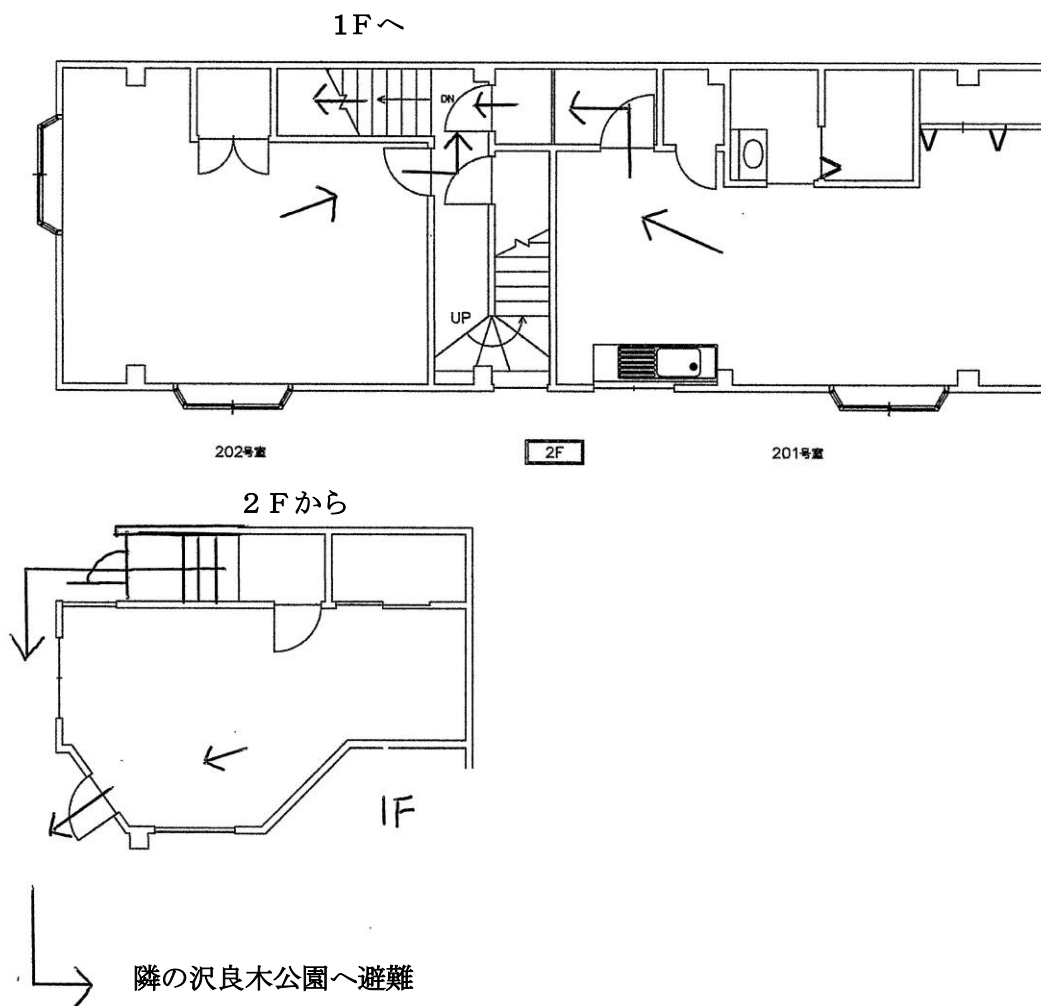
#### (5) 保護者への連絡

- ・必要に応じて、利用者の安否を保護者に伝える。
- ・通所施設で震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、お迎えにきていただく。  
※ 自主通の児童に関しては、あらかじめ保護者と帰宅方法を調整しておく。

#### (6) 施設の再点検・補修等

- ・施設の早期復旧のため、建物内外を点検し被災箇所を確認する。
- ・補助金の申請にも必要となるため、写真や見積書も用意する。

6. 災害時における事業所から屋外の集合場所等に至る避難経路



### 7. 屋外の集合場所から地域で定められた避難所に至る避難経路

沢良木公園 から 送迎車で安満遺跡公園へ。



### 8. 職員参集のための連絡体制

管理者、若しくは児童発達支援管理責任者からの一斉メールにて招集  
※メールが使用できない場合は、電話にて行う。

### 9. 安否情報の家族への連絡体制

利用者の安全を完全に確保した後、それぞれの家族への電話やメールでの連絡を行う。  
電話が通じない場合は、web171 災害用伝言板で、避難場所や状況を入力する。  
※定期的に、きららだよりにて web171 の使い方等、保護者にお知らせする。

(付則)

この規範は、H27年11月1日から施行する。